

災害時における応急対策業務の協力に関する協定

宇都宮市（以下「甲」という。）と宇都宮市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、震災、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生などに伴う応急活動を迅速に行うことにより、給水の安定確保を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、甲の水道施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該水道施設について乙の出動を必要とするときは、乙に対し応急活動の協力を要請することができるものとする。

2 甲は、他の市町村で発生した災害で甲が応援要請を受けた場合において、乙の出動を必要とするときは、乙に対し応急活動の協力を要請することができるものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要する理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要な事項

（応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うための体制を確立して、必要な人員、機材等を出動させ、甲の応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定に基づき出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急活動に従事するものとする。

（経費負担）

第5条 乙が、この協定に基づく協力のために要した次の経費については、甲が負担するものとする。

- (1) 応急活動用車両等機械の借上費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 応急活動に使用した乙及び乙の組合員の保有する資材費
- (4) その他応急活動に必要と認められる経費

2 前項の経費の算定については、甲の定める積算基準に基づき算出するものとする。

(支払)

第6条 応急活動に要する経費は、乙が応急活動に参加した乙の組合員を集約の上、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき、乙に対し、前項の経費を支払うものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づき、応急活動に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は著しい障害を有する状態になった場合における災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより処理するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法に基づく災害補償が受けられない者については、甲、乙協議の上処理するものとする。

(人員、機材等の報告)

第8条 乙は、この協定による応急活動に出動させることができる人員、提供できる機材等の状況について、毎年4月末日までに甲に対し文書で報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成20年12月1日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日1月前までに甲、乙いずれからもこの協定改訂の意志表示がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(補足)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に必要な細目事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年12月1日

甲 宇都宮市
宇都宮市上下水道事業管理者
津田 利 幸



乙 宇都宮市管工事業協同組合
理事長 黒澤 敏 男

